令和8年10月から

ハラスメント対策義務化について

カスタマーハラスメント

要件全て該当	①顧客、取引先、施設利用者その他の利益関係者の言動であって
	②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるもの
	③就業環境が害されるもの

【②社会通念上許容される範囲を超えた言動とは？】

社会通念に照らし、
（1）当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの　又は、
（2）手段や態様が相当でないもの

この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性等）を総合的に考慮することが適当です。
「言動の内容」、「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でもこれに該当し得ることに留意が必要です。

カスタマーハラスメント防止措置義務

改正労働施策総合推進法改正

事業主→「カスハラ防止するための措置」（義務）が課されます

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談体制の整備　◆事後の迅速かつ適切な対応
- ◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
- ◆そのほか併せて講ずべき措置

＜事務所より＞

5/30にファイナンシャルプランナー向けの研修講師をさせていただきました。
内容は「年金制度改正」ということで、改正内容が中心ではありましたが、
年金相談業務でよく相談者が勘違いされている箇所もお話しすることができ、
とてもいい経験となりました。
今月の年金相談日は11、18、25日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所
田村市船引町東部台三丁目４３番地
https://www.eto-srgs.com/
☎ 0247-82-6265